

# 農業委員会だより



## 節分太鼓(網野町浅茂川)

2月2日、3日と浅茂川地区の伝統行事「節分太鼓」が行われました。(写真は網野こども園での様子。P8に関連記事掲載)【写真提供:網野こども園】

### ● 目 次 ●

2~3P **農を語る** 坪倉 正佳さん(弥栄町溝谷)

7P **ほいす 一声** 上田 茂夫 委員

4~5P **お知らせ** 農地の権利取得の際の下限面積要件の  
廃止について 他

8P **京丹後アグリ 瓦版** 浅茂川節分太鼓

6P **農業者年金** 特徴とメリット

# 農を語る

つばくら  
坪倉

まさよし  
正佳さん (31歳)  
〜弥栄町溝谷〜



## 【就農まで】

大学卒業後、サラリーマンとして大阪、愛知、神奈川県、千葉へと転勤生活をしていました。年2回、5月・9月の5連休で実家へ帰省した際、農業の話や仕事風景を目にして興味を持ちました。

元々経営に興味があり、親父が専業農家という事もあって自営農業に惹かれていきました。また、一般的な職業と違い定年退職がなく長く好きな仕事が出来ること、地元丹後に国営開発農地があることを魅力に感じておりました。

就農する上で不安に思う技術や設備に関しては祖父の頃からの栽培技術や借地、機械がすでに揃っていたので抵抗なく就農に踏み切れました。

前職と全く違う仕事内容なので、知識がない中の就農は不安でしたが仕事を辞めて1年間、親父



丁寧にコンテナに並べられた加工用大根

## 【営農状況】

借地（国営開発農地奈良岡団地）

5月	白菜	20 a
7月	南瓜	30 a
9月	甘藷	30 a
10月	キャベツ	30 a
11月	長大根	60 a
1月	人参	30 a
その他		70 a

就農当初、上手な農家の真似をすることが一番近道ということを経験していただきました。それは、数十年の成功、失敗を経験しているからであると思います。年々、気候も変化するのでその年の農業は1年で1度しか経験できませんが、栽培の基本をしっかり押さえることが失敗の少ない経営への近道であると思います。分からないことを教えてくださるベテラン農家の存在が農業をしていく上で重要であり大切にしたいと感じています。

現在の栽培計画は多品目で手間も多くかかりますが、経験が浅い今のうちにたくさんの失敗を重ねていき、経営の安定する品目、その土地に合った野菜を厳選していきたいと思います。単価の高い野菜の販売を考えた時期もありましたが、丹後の広大な農地を最大限

## 【今後の展望について】

生かすために、より多くの野菜を栽培し、集荷場へ運搬することが効率的であると思います。私の経営の中心は加工野菜ですが、今後は市場への出荷にも力を入れていきたいと考えています。反収の変動があり産地に影響を受けやすいですが、西洋にんじん、完熟南瓜は先輩農家の方が残してくださったブランドなので良い商品の出荷を心掛けていきたいです。

就農5年間はさまざまな露地野菜に挑戦していき、その中で自分に合った野菜の選定を行っていきたいと思います。その先に専門機械への投資、1品目当たりの規模拡大を行いたいです。今シーズンはハイクリアランス仕様のトラクターを導入したことによりほとんどの秋冬野菜で作業時間の短縮につながり、今後の規模拡大への自信に繋がりました。

来シーズンは、新しい挑戦として彼岸の小菊に取り組みたいと考えており、分からないことも多いですが、先輩農家、JA京都、普及センター等行政機関に相談しながら栽培していきたいです。彼岸用小菊は秋冬作の播種や大事な初期防除のタイミングと重なるリスクもありますが、単価が



## 【最後に】

私の地域は農家の高齢化が著しく、水稲や露地野菜を作る人が少なくなりつつあります。地域の水田や畑を守っていくには、これから若い方の就農や経営継承が必要だと感じます。繁忙期は忙しく大変なこともあります。その分手をかけて作った野菜が順調に大きくなり出荷するときの達成感はない嬉しさがあります。この先もっと就農者がふえてくれると地域の農業は活性化されると思います。

最近の情勢は肥料や資材の高騰により厳しい状況であります。一農家として秀品率の向上や商品の廃棄、無駄な経費を抑えることにしっかりと取り組んでいきたいです。各行政機関に対しては、そんな農家の援護となるような支援や若い農家に対する勉強会等に力を注いでいただくことに期待したいです。



文／坪倉 正佳さん  
(令和5年2月上旬記事作成)

事務局からのお知らせ

## 令和5年4月1日施行 農地の権利取得の際の 下限面積要件の廃止について

農業者の減少が加速する中、効率的な農業の展開を支援するため、農地関連法が改正されました。

この中で農地法の一部改正も行われ、多様な担い手の確保・育成を図る施策として、農地の耕作目的での権利取得（農地法第3条）時に求めていた下限面積要件が廃止され、令和5年4月1日から施行されます。

これに伴い京丹後市において現在設定している下限面積（30アール）も廃止することとなります。ただし、農地の耕作目的での権利取得に必要なその他の要件については、変更ありません。

※農地法では、農地を有効に利用できる人に委ねることを目的としています。下限面積要件は廃止となりますが、**資産保有や投機目的などによる農地取得はできません。**

農地法改正後も継続する主な要件	
全部効率利用要件	申請地を含め、所有又は借りている農地の全てを効率的に利用して耕作すると認められること。(荒廃農地がないこと。)
農作業常時従事要件	申請者(世帯員含む)が、農業経営のために必要な農作業に常時従事すると認められること。(原則年間150日以上の従事日数)
地域との調和要件	取得後に行う耕作の内容、農地の位置、規模などからみて、周辺の農地利用に支障を生じさせないこと。(草刈り、泥上げなどの管理を行い、無届けの形状変更をしないこと。)

【問合せ：農業委員会事務局 ☎69-0040】

## 農業委員研修会を開催しました。

3月8日(水)、アグリセンター大宮の多目的ホールで、『消費税インボイス制度』をテーマに農業委員研修会を開催しました。消費税のインボイス制度が令和5年10月1日から導入されることとなっており、消費税免税事業者(課税売上1,000万円未満)が多い農業者にとっても、少なからず影響がある制度であることから、農業委員会としても正しい知識を得るために実施しました。講師には、自身も農業経営をされておられる渡辺喜代司税理士を迎え、消費税の仕組みからインボイス制度について、特に農業者への影響を説明していただきました。

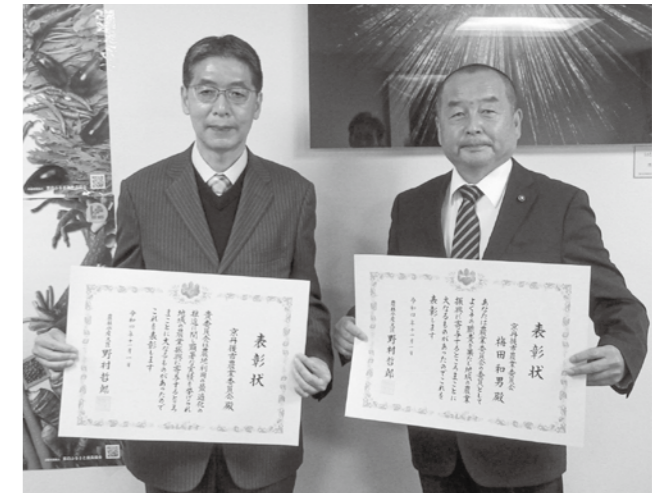


研修会の様子

## 農林水産大臣表彰を受賞しました!

令和4年度全国農業委員会、農業委員及び農地利用最適化推進委員の農林水産大臣表彰(※)を、京丹後市農業委員会と梅田和男委員(現会長)が受賞しました。市農業委員会においては、全委員が市農業振興課と協力して「京力農場プランの作成・見直し」の話し合い活動を推進したことなど、梅田委員においては、旧網野町の頃から20年以上農業委員として、平成25年7月からは農業委員会会長として、京力農場プランの実質化のための協議を行うほか、必要に応じて担い手や農家組合等役員、市の担当者などの委員以外にも参加を呼び掛けて地域の将来について話し合い、地域農業振興に貢献したことを評価していただきました。

今回の表彰においては、農業者のみならず地域の方々や関係者の方々の日頃の努力と熱意によって受賞したものです。今後も引き続き農地等の利用の最適化の推進をはじめとした農業振興、農業委員会活動を続けてまいります。皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。



12月21日の伝達式で授与された表彰状をもつ梅田会長(右)と大同事務局長(左)

※農地等の利用の最適化の推進(農地等の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等)に関して、顕著な実績をあげた農業委員会並びに他の範となる顕著な功績があった農業委員及び農地利用最適化推進委員に対して農林水産大臣の表彰状が授与されるもので、京都府内では8年ぶりの受賞となりました。

## 旧町ごとに地区定例会を開催しています。

農業委員会では、農繁期を除く毎月、旧町ごとに会場を分け、担当の農業委員と農地利用最適化推進委員が集まり地区定例会を開催しています。地区定例会では各地区農業の課題を整理し、農地等の利用の最適化の推進に向けた話し合いを行っています。出席者には、市農業振興課の担当者や、区長、多面的機能支交付付金事業の活動組織の代表者などの関係者にも出席いただいで意見交換を行っています。話し合いを通じて、農業は地域の発展や環境の保全と切り離して考えられず、農業課題も地域課題



地域の担い手農家に参加をいただき開催したワークショップの様子(丹後地区定例会)

のうちの一つと捉えて、農業者だけではなく、非農業者も含まれた地域全体で農業振興を考える必要があるということです。農業委員会では、市農業振興課をはじめとした関係機関と協力して、今後も話し合い活動推進に向けて、地域に積極的に入っていきますのでご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

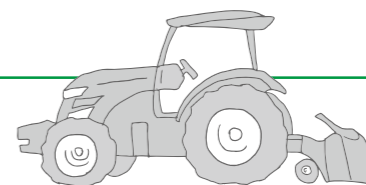
# 農業者年金に加入しませんか!

## 農業者年金の**特徴**と**メリット**

～農業者年金に加入し安心して豊かな老後を～

農業者年金について

農業者年金制度は農業者のための年金制度で、農業者の老後生活の安定と、保険料の助成を通じて担い手を確保・育成するという目的を持った政策年金です。



### 農業者年金の加入資格

- ① 20歳以上60歳未満
- ② 年間60日以上、農業に従事している方
- ③ 国民年金の1号被保険者(保険料免除者を除く)

専業農家でなくても加入できます。農業者の配偶者や後継者、農業法人や個人農家で短期的に労働するパート・アルバイト、兼業農家、小規模の菜園をされている方などでも①～③を満たしている方であれば加入できます。 ※60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入される方は、農業者年金にも加入できます。

### 農業者年金の特徴

- **加入と脱退は自由**  
・加入も脱退も自由であり、脱退された場合、それまでに加入者が支払った保険料と年金裁定までの間の運用益は、加入期間にかかわらず年金として支給されます。
- **農業者年金に加入する場合、2つの種類があります**  
・保険料補助を受けない「通常加入」と、保険料補助を受ける「政策支援加入」があります。「政策支援加入」は認定農業者で青色申告をされている方などの条件があります。



### 農業者年金のメリット

- 1 少子高齢化に強い年金です**  
農業者年金は、自分が積み立てた保険料とその運用実績により、将来受け取る年金額が決まる「**積立方式・確定拠出型**」の年金です。この「**積立方式・確定拠出型**」の年金は、保険料を支払っている方や年金を受給している方の数が増減したとしても、その影響を受けない財政的に安定した制度です。
- 2 保険料の額は自由に決められ、いつでも変更できます**  
通常加入の保険料は、**月額2万円から6万7千円まで千円単位で自由に選択**ができ、農業経営の状況に応じて、いつでも見直すことができます。
- 3 終身年金で80歳までの保証付きです**  
年金は65歳から生涯支給されます。仮に80歳までに亡くなられた場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取るはずであった農業者老齢年金が、死亡一時金として遺族に支給されます。
- 4 社会保険料控除など税制上の優遇措置があり、所得税等の節税につながります**  
納めた保険料は、**全額が社会保険料控除の対象**となり、所得税・住民税の節税につながります。保険料などの年金資産に対する運用益も非課税です。また将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除が適用され、65歳以上であれば、公的年金等の合計額が110万円までは全額非課税となります。  
※詳しくは農業委員会またはJA、あるいは農業者年金基金へお問い合わせください。



## 『農作業こそ家族のきずな』



農業委員

上田 うえだ

茂夫 しげお (73歳)

(担当地区) 網野町島津・仲禅寺・掛津・遊・三津



過疎の地に都会から息子が帰ってきて地元企業に就職し、縁あって結婚し地元にも市道沿いに所有の圃場があり、落差もほとんどない、すぐにでも造成したら新築ができる。ところが、そこへ待ったをかけるのが「堅物組織の農業委員会」、イヤな組織です。(※事務局より補足参照)

個人所有でも好き勝手に農地を宅地にはできない。喧々諤々、結局ダメ。過疎の村に待望の後継者、後継者不足で農地の管理どころか区そのものの存続さえ危ぶまれる今、何とかしなければ十年後はない。

法律は法律で分からなくもないが特別ルールをつくる努力をした。最低ラインが法律、ケースバイケースで特別ルール運用が考えられないか。こんな思いから私は昨年7



月、農業委員に立候補し、現在委員として活動をしております。(今は農業委員会の認識が少し変わってきました。) 私の家は現在、所有地、借地含めて約1haの水田と国営畑含む畑20aを家族12人(我々夫婦、長男夫婦と孫4人、次男夫婦と孫2人)で水稻を中心に日曜百姓を行っております。年毎に年間予定表をつくり、孫達の誕生会の予定及び農作業の時期、内容を3家族が共有します。

まず田植えが家族そろっての楽しい一日の始まりです。長男、次男が機械に乗り植え付けますが、その横には孫たちが自分で作業しているような得意げな顔をして乗っています。それも代わる代わるで、楽しそうです。六条田植機械で早終わります。夜も揃ってバーベキュー、一足早い「さなばり」で盛り上がりです。

秋の稲刈りも家族総出で行います。息子其々がコンバインのオペレーターで別々の圃場からスタート。田植え同様孫たちが楽しそうに相乗りしています。我々夫婦は軽トラでモミ運搬に大忙しです。天候によっては昼無しです。なんだかんだして午後5時ごろには全て終了(若嫁さん達は昼食、夕食の準備)です。夕食は決まって焼肉パーティー、美味しいビールで農作業の疲れが吹っ飛びます。

### 事務局より補足

農地を農地以外の用途で使用する場合(農地転用)は事前に京都府の許可を受ける必要があります。農地転用については、第1種農地と呼ばれる圃場整備された農地や、10ha以上のまとまった農地など、良好な営農条件を備えている土地で申請されても許可されない場所などがあります。農地転用をお考えの際には、事前に相談をお願いします。

# 京丹後アグリ 瓦版



## 浅茂川

### 節分太鼓



2月の節分、網野町

浅茂川地区を中心に、節分太鼓を巡行しました。この行事は、厄を祓い、今年1年の幸を祈願するために、地区内を回り、太鼓を叩く浅茂川の伝統行事です。元々は打ち鳴らす太鼓に子どもたちが付いてまわって、立ち寄ったお宅からお菓子などの振る舞いを受けるといふ子どもにとって楽しい行事であったとのことですが、現在は、数え年36才になる同年が地域内の厄年、新築、新婚、赤ちゃんが生まれたご家庭、事業所、商店などを訪問して厄祓い・商売繁盛を祈願して太鼓を叩いてまわる節分行事です。

節分太鼓は、太鼓に合わせて「どっこい どっこい」  
「よーっつ よーっつ」などの

掛け声を太鼓の音に負けないように出すため、コロナ流行後は、訪問先を限定していましたが、今年は、マスク等の感染予防をしながら、3年ぶりに保育園などにも巡行することができました。

浅茂川も市内の多くの地区と同様に人口が減っています。同年の人数も昔から比べて減っており、年々、開催が厳しい状況になっています。そんな中ですが、地域の皆様のご理解、ご協力、そして温かいご支援は昔から変わららず、巡行の大きな励みとなりました。今後は、私たち八龍会も次の世代が節分太鼓巡行をできる環境を守るために、そして地域の力となるように努力していきます。

令和5年節分太鼓

巡行同年 八龍会

【写真は出発式(浅茂川公民館前)の様子】

全国農業新聞を購読してみませんか? 週刊 金曜日発行 月700円、年8,400円(消費税込み)  
購読の申込みは京丹後市農業委員会へお気軽に連絡ください。